



# 令和5年度 互助会人間ドック補助金の取扱いについて

## 1 人間ドックの申込

- ①対象の健診機関 人間ドックを実施する健診機関（県外の健診機関も可）
  - ②対象の受診期間 令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）
- ※事業主または会員個人が健診機関に直接申し込んでください。「互助会会員」と伝える必要はありません。

## 2 対象経費

- ①健診機関が実施する人間ドックの費用（日帰り、一泊二日を問わない。）
  - ②人間ドックと同時に受診するオプション検査等の費用
- ※脳ドック等の専門ドックを単独で受診する場合は対象外です。人間ドック（総合的な検査）と同時受診した場合に限り対象とします。

## 3 補助額上限

- ①人間ドックを受診した場合 40,000円（税込）
  - ②生活習慣病予防健診等に変更した場合 5,282円（税込）★R5年度より変更
- ※協会けんぽの付加健診（対象40歳・50歳）を受診した場合は、人間ドックと同様に40,000円を上限として補助します。（人間ドック補助対象者のみ。）
- ※①②ともに、検査費用が上限額に満たない場合は実費を補助します。

## 4 健診機関への支払

人間ドック受診後、事業主または会員個人が健診機関への支払いを行ってください。

※補助金の送金まで一時立替払いをしていただきます。

## 5 勤務先の事業所へ請求書または領収書を提出

人間ドックの請求書または領収書の写しを、勤務先の事業所に提出してください。

「健診機関・受診者・受診日・受診料・人間ドックであること」が記載されているか確認してください。

- 人間ドックの費用であると判断出来ない場合は、補助金のお支払いが出来ません。
- 記載がない場合は、領収書に「人間ドック費用」と但し書きを入れてもらうか、ドック受診とわかる書類等を添えて提出してください。



## 6 補助金の請求・支払

請求・支払月	補助金の請求締切日 〈事業所→互助会〉	補助金の支払日 〈互助会→事業所〉	備考
初回	令和5年5月19日(金)	令和5年5月31日(水)	R5年度分の送金は5月からです。
6月～3月	毎月20日	毎月末日	土日祝日の場合は前営業日
最終	令和6年4月5日(金)	令和6年4月30日(火)	受診期間はR6/3/31までです。

## 島根県民間社会福祉事業従事者互助会 事務局

島根県社会福祉協議会 総務企画部内

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 TEL：0852-32-5970